

1. 共通

Q1 「土木・建築等」とは、どこまでの工事を含みますか。

A1 土木・建築と機械を含みます。

Q2 JR東日本以外のJRが認定した資格を持っています。JR東日本内で従事するには新規講習会を申請しなければなりませんか。

A2 いいえ、JR他社が認定した資格に該当する「継続講習会」を受講し、合格すると新規に認定証を交付致します。ただし申請方法が通常とは異なる方法（継続講習会を“新規扱い”で申請）になるため、まずは東京事務所へご連絡ください。具体的な申請方法についてご案内致します。

Q3 職業訓練校を修了しました。資格取得要件の大学等修了に該当しますか。

A3 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及び同施行規則で定める職業訓練校修了で、普通課程修了であれば「大学等」に該当します。その際は、リングスの「受講者履歴及び技術経歴書」の最終学歴に入力していただく、修了証の写しを添付していただくなど、「大学等」に該当することが明確にわかるよう申請書類を作成してください。

Q4 列車見張員の従事経験は工事管理者の資格取得要件の土木・建築等の工事経験として認められますか。

A4 列車見張員の従事経験は工事管理者の資格取得要件としては認められません。

2. 工事管理者(在来線)

Q1 「営近工事」とはどのような工事ですか。

A1 JR東日本の営業線工事保安関係標準仕様書(在来線)の適用範囲における工事等です。なお「工事等」とは、工事及び設計等をさします。

Q2 「営近工事」の対象に私鉄も含まれますか。

A2 含みません。JR東日本の在来線が対象になりますので、私鉄・公営鉄道・第三セクター鉄道・JR貨物は含みません。ただし JR 東日本エリア内の JR 貨物、第三セクター鉄道は含みます。

3. 工事管理者(新幹線)

Q1 「営近工事幹」とはどのような工事ですか。

A1 JR東日本の営業線工事保安関係標準仕様書(新幹線)の適用範囲における工事等です。なお「工事等」とは、工事及び設計等をさします。

Q2 「営近工事幹」の対象にJR東日本以外の新幹線は含まれますか。

A2 含みません。JR東日本の新幹線が対象です。

4. 軌道工事管理者(在来線)

Q1 「軌道工事経験」の対象はJR東日本のみですか。

A1 いいえ、JR東日本及びJR他社の新幹線や在来線、私鉄・公営鉄道・第三セクター鉄道・JR貨物の軌道工事経験があれば対象になります。

Q2 「営近工事」の対象に私鉄も含まれますか。

A2 含みません。JR東日本の在来線が対象になりますので、私鉄・公営鉄道・第三セクター鉄道・JR貨物は含みません。ただし JR 東日本エリア内の JR 貨物、第三セクター鉄道は含みます。

5. 軌道工事管理者(新幹線)

Q1 「軌道工事経験」の対象はJR東日本のみですか。

A1 いいえ、JR東日本及びJR他社の新幹線や在来線、私鉄・公営鉄道・第三セクター鉄道・JR貨物の軌道工事経験があれば対象になります。

Q2 「営業線軌道工事幹」の対象にJR東日本以外の新幹線は含まれますか。

A2 含みません。JR東日本の新幹線が対象です。

6. 重機械運転者

Q1 重機械運転者の資格取得要件にある「工事用重機械に関する運転免許証等」とは何が該当しますか？

A1 道路交通法に定める運転免許証、労働安全衛生法等に定める運転免許、技能講習修了証、特別教育修了証が該当します。

Q2 工事用重機械とは、どんな機械を指しますか。

A2 次のものを指します。

- ① ショベル系掘削機(パワーショベル、バックホウ、ドラグライン等)
- ② 掘削運搬機械類(トラクタ、ブルドーザ、スタビライザ等)
- ③ 積込機械(トラクタショベル等)
- ④ 運搬機械(スクレーパ、トラクタ、トレーラ等)
- ⑤ クレーン類(移動式クレーン、トラッククレーン、クローラクレーン、ホイールクレーン等)
- ⑥ 締固め機械類(6t以上のローラー類)
- ⑦ 基礎工事用機械(ディーゼルハンマ、バイブロハンマ、オールケーシング、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、アースオーガ等)
- ⑧ その他①から⑦までに類する機械類

なお、**ダンプトラック(軌陸ダンプトラック含む)**は工事用重機械に該当しません。

Q3 重機械運転者の資格申請時に必要な運転免許証等には具体的にどんなものがありますか。

A3 例えば、バックホウ(3t以上)の場合は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証、トラッククレーンの場合は小型移動式クレーン運転技能講習修了証と中型自動車運転免許証(吊上げ重荷、積重量・車両総重量による)が該当します。上記 A2 のいずれかの機械を操縦運転できる運転免許証等を保有していれば資格の取得は可能です。

Q4 重機械運転者の資格を取得したいが、自動車運転免許証は必ず必要ですか。

A4 重機械運転者の資格申請にあたり、申請者が実際に運転・操縦する工事用重機械について、**道路交通法上の運転免許証を必要としない場合は、自動車運転免許証を所持していなくても差し支えありません。**

ただし、運転・操縦する工事用重機械が、資格上、公道を走行することが想定される機械(トラッククレーン、トレーラ等)である場合には、自動車運転免許証が必要です。

その他ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

(一社) 日本鉄道施設協会 東京事務所 03-5846-5680